

判定材料となる資料に「など」とあるものについて、それ以外の資料を利用した場合は、資料名を調査員が記入

(特定施設入所者生活介護)

大項目	中項目	小項目	判定基準	客観的判定材料
		11 利用者家族との交流	施設と家族との交流・連携が行われている。	<p>家族に情報が提供されていることが家族への報告書などで確認できる 家族懇談会などの交流・連携の場の開催記録がある ※開催記録以外の判定材料を利用した場合の 資料名:() サービス担当者会議に家族が参加した記録がある 施設内行事について家族にも案内が送られた過去の案内状がある ※その他の判定材料:()</p>
			利用者及び家族からの相談に応じている。	<p>相談に応じる窓口または担当者がある 相談対応時間と場所が確保され掲示板あるいは標識などで明示されている ※掲示板・標識以外の判定材料を利用した場合の 資料名:() 相談対応マニュアルがある 相談に応じたことが記録されている ※その他の判定材料:()</p>
			入居者が家族との交流を行うことができるよう働きかけている。	<p>利用者家族の宿泊施設がある 居室以外での面会家族と過ごすスペースがある 家族との面会時間の制限がない(またはあっても深夜のみである)ことが明記されている 家族の来訪が記録されている ※その他の判定材料:()</p>
			外出、外泊を自由に認めた上にそれらの安全を確保する方法がある。	<p>外出支援の個別対応を行っていることが介護記録や日誌などから確認できる ※介護記録・日誌以外の判定材料を利用した場合の 資料名:() 家族との外出・外泊についての制限がないことが明記されている 外出・外泊時の安全を確保するための方策がマニュアルに明記されている ※その他の判定材料:()</p>
	権利擁護	12 成年後見制度	利用者の権利擁護のために、成年後見制度の活用を進めるための取組みを行っている。	<p>運営マニュアルへに成年後見制度の活用に関する記述がある 社会福祉協議会やリーガルサポートの連絡先が確認できる 入居者が成年後見制度を活用していることが1人以上の入所者について確認できる(文書の写しや法定後見人の訪問記録などで確認) 成年後見制度に関する説明会を開催した記録がある ※その他の判定材料:()</p>

判定材料となる資料に「など」とあるものについて、それ以外の資料を利用した場合は、資料名を調査員が記入

(特定施設入所者生活介護)

大項目	中項目	小項目	判定基準	客観的判定材料
	介護に関わるマニュアル整備、評価及びシステムとしての整備評価	13 標準的サービス水準の確保	日常生活に関する職員の対応について、手引書等が作成されている。	マニュアル集(基準書、手順書、マニュアルなど文書化されたもの)の中に職員の基本的マナーに関する記述がある ※基準書・手順書・マニュアル以外の判定材料を利用した場合の 資料名:() ※その他の判定材料:()
			作成されたマニュアルや手引書等の適宜見直しが行われている。	マニュアルが見直されていることが、過去のマニュアルと最新版のマニュアルの作成日時が異なることで確認できる マニュアルが見直されていることが、過去のマニュアルと最新版のマニュアルの内容が異なっていることで確認できる サービス向上委員会がある ケアカンファレンスの議事録にケアカンファレンスでマニュアルについて検討していることが記録されている ※その他の判定材料:()
	利用者満足度に関する評価	14 評価の実施と活用	入居者やその家族に、利用者満足度の調査をおおむね3年以内に実施している。	満足度調査の実施記録がある 意見箱が設置されている 運営連絡会議事録の中に運営連絡会で入居者の意見が聴取された記録がある ※その他の判定材料:()
			利用者満足度や第三者評価などの評価結果を、入居者に公表し、サービス改善、向上に役立っている。	施設便り、理事会、ホームページ、運営連絡会のいずれかにおいて、評価結果を公表している 施設の事業計画のなかで評価結果を参照した記述がある ※施設便り・理事会・ホームページ・運営連絡会以外の判定材料を利用した場合の 資料名:() ※その他の判定材料:()
項目数	4	14	52	
サービスの質を確保するための組織・運営	職員の専門性の確保(教育・研修等)	15 理念やビジョンに適合した人材構成	中長期的な経営計画(ビジョン・方針)のもとに人事方針を策定し、これに基づく職員採用・人材育成を計画的・組織的に行っている。	採用計画を立てていることを事業計画書やHPの採用募集等から確認する(確認材料:) 人事規定の中に昇格などの仕組みが記載されている ※その他、質の高い人材が定着するためのしくみ () 人材育成方針が書類で明示されている 職員の研修計画がある ※その他の判定材料:()

判定材料となる資料に「など」とあるものについて、それ以外の資料を利用した場合は、資料名を調査員が記入

(特定施設入所者生活介護)

大項目	中項目	小項目	判定基準	客観的判定材料
	危機管理・安全対策	16 人材活用(キャリアパス・能力開発・労務環境)	職員一人ひとりが自らのキャリアプランを描き、目標を持ってサービス提供にあたることのできる環境が整っている。	施設長などが職員と面接を行い、面接を通じて職員一人ひとりがキャリアパスを設計することを支援していることが面接の記録簿から確認できる スーパーバイザー(現業員の指導・監督を行う者)を設置している 人材育成計画が作成されている 試行期間の教育システムがある 非常勤から常勤へ移った例が1名以上の職員の経歴書から確認できる
			習得が必要とされる資質、技術の向上に向けて計画的に研修できる場が設けられている。	1件以上の人材育成計画において人材育成計画の中で求められる資質とそれを習得するための方策が記述されている 研修会が年1回以上開催された記録がある 研究発表会が年1回以上開催された記録がある ※その他の判定材料:()
			職員の提案、要望、不満、目標等を把握する仕組みがある。	施設長などが職員と定期面接を実施していることが実施記録あるいは施設長の予定表などに記録されている ※実施記録・施設長の予定表以外の判定材料を利用した場合の 資料名:() 職員から提出された申告書の日付は過去1年以内である 面接結果や申告内容が記録されている 面接結果や申告内容への対応結果が記録されている 時間外勤務が記録されている ※その他の判定材料:()
		17 危機管理・安全対策	感染症の予防する知識と体制がある。	感染症対策・予防マニュアルがある 感染症対策や予防についての教育が研修テキストに盛り込まれている ※研修テキスト以外の判定材料を利用した場合の 資料名:() 感染症対策責任者が設置されている ※その他の判定材料:()
			食中毒の予防する知識と体制がある。	<外注している場合は外注先に確認> 食中毒対策・予防マニュアルがある 食中毒対策や予防についての教育が研修テキストに盛り込まれている ※研修テキスト以外の判定材料を利用した場合の 資料名:() 食中毒対策責任者が設置されている ※その他の判定材料:()

判定材料となる資料に「など」とあるものについて、それ以外の資料を利用した場合は、資料名を調査員が記入

(特定施設入所者生活介護)

大項目	中項目	小項目	判定基準	客観的判定材料
			急性疾患や病状の急変、ケガなどが起こった時に、対応できる知識と体制がある。	救急対応マニュアルのなかに心臓発作、やけどや、ケガの応急処置などへの対応についての記述がある 研修の中で心臓発作、やけどや、ケガの応急処置などへの対応についての記述がある 救急救命に関する知識のある(救急救命士の資格を持つ)職員がいることが職員名簿で確認できる ※職員名簿以外の判定材料を利用した場合の資料名:() 医療機関へ連絡するための仕組みがマニュアルに記載されている ※その他の判定材料:()
			事件や事故に対して、予防する仕組みがあるとともに、緊急時が発生した時に対応できる知識と体制がある。	危機管理マニュアルに事故時の対応に関する記述がある 事故報告書がつけられている 事故分析記録がある 再発防止計画とその実績記録手順書がある 事故対策責任者が設置されている 警備員が常駐している 監視カメラが設置されている オートロックあるいは暗証番号などが設置されている ※オートロック・暗証番号以外の判定材料を利用した場合の資料名:() ※その他の判定材料:()
			災害時に対応できる知識と体制がある。	危機管理マニュアルのなかに地震などの災害対策の記述がある (消防訓練以外の)防災計画がある (消防訓練以外の)防災訓練が実施された記録がある 防災対策責任者が設置されている 緊急時電話連絡網が作られている 緊急時情報伝達チャートがある 地域自治体との防災協定がある 災害備蓄がある ※その他の判定材料:()
		18 緊急時の医療機関との連携	休日・夜間の医療との連携がとれている。	救急対応マニュアルがある 医療機関への緊急連絡するしくみがあることがマニュアルなどで確認できる ※マニュアル以外の判定材料を利用した場合の資料名:() 医療機関へ緊急連絡する際の責任者が設置されている 休日や夜間に救急搬送した記録あるいは往診を依頼した記録のいずれかがある ※その他の判定材料:()

判定材料となる資料に「など」とあるものについて、それ以外の資料を利用した場合は、資料名を調査員が記入

(特定施設入所者生活介護)

大項目	中項目	小項目	判定基準	客観的判定材料
	運営体制(理念、経営方針、組織ガバナンス)	19 理念・ビジョンの作成・周知・徹底	理念・ビジョンが明確に示され、職員と顧客に周知されている。	理念・ビジョン・使命など経営・運営方針を周知するための書類があり、なおかつ掲示されている 理念・ビジョン・使命など経営・運営方針を周知するための書類があり、閲覧できるようになっている 理念・ビジョン・使命など経営・運営方針について研修テキストに記述がある ※研修テキスト以外の判定材料を利用した場合の資料名:() ※その他の判定材料:()
		20 適切なプロセスによる意思決定	施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するにあたっては、現場の状況を把握している幹部職員の間でコミュニケーションをとり、現場の意見を反映させる仕組みがある。	現場を把握している幹部職員が、施設の事業計画などを検討する会議に参加していることが議事録などで確認できる ※議事録以外の判定材料を利用した場合の資料名:() 現場を把握している幹部職員が、施設の事業計画などを検討する会議が行われていることが議事録で確認できる 現場の職員が整理した課題を幹部も含めた職員全体に発表する場があることが議事録で確認できる 事業計画などの策定委員会に幹部職員だけでなく現場職員も参加していることが議事録で確認できる ※その他の判定材料:()
		21 改善課題の周知と実現に向けた取り組み	事業所の改善課題について、スタッフ・運営関係者などの現場の意見を幹部職員が把握している	ケアカンファレンス議事録などで現場の職員が事業所の改善課題について話し合った記録がある ※ケアカンファレンス以外の場合の会合の名称とそれを確認できる 資料名:() ケアカンファレンス議事録などで事業所の改善課題について現場の職員が幹部職員を交えて話し合った記録がある 改善課題として上がってきた問題を幹部職員に報告した報告書がある ※その他の判定材料:()
		22 守るべき法・倫理等の徹底	高齢者施設の責務として、守るべき法(介護保険法、社会福祉法)、規範、倫理等が方針に明記され、周知徹底されている。	就業規則あるいは運営規程にコンプライアンスの記述がある コンプライアンス研修が実施されている記録がある コンプライアンスルール(行動規範等)がある ※その他の判定材料:()
		23 要望・苦情・トラブルへの適切な対応	苦情や意見を受け付ける仕組みがある。	意見・要望を表明する場や窓口が複数ある 意見・要望を表明する場が複数あることが掲示板または配布資料で示されている 要望・苦情についての投書箱が設置されている 第三者やオンブズマンに意見や要望を表明した記録がある ※その他の判定材料:()
	要望等への対応			

判定材料となる資料に「など」とあるものについて、それ以外の資料を利用した場合は、資料名を調査員が記入

(特定施設入所者生活介護)

大項目	中項目	小項目	判定基準	客観的判定材料
			寄せられた意見、要望やトラブルに対応する手続きと仕組みが明示されている。	<p>苦情を受け付けた実績が記録されている</p> <p>苦情に対する対応が記録されている</p> <p>苦情の受け付けから対応策の検討、解決、報告などの手順がマニュアルになっている</p> <p>※苦情受付・対応マニュアル以外の判定材料を利用した場合の 資料名:()</p> <p>利用者と苦情受付者、職員と苦情受付者の面接の両方が記録されている</p> <p>オンブズマン・第三者委員等からの意見を記録してある</p> <p>オンブズマン・第三者委員等からの意見への対応が記録されている</p> <p>※その他の判定材料:()</p>
	地域との交流	24 地域との交流・連携	地域との連携・交流が行われている。	<p>ボランティアや実習生を受け入れている受け入れ記録簿がある</p> <p>※受け入れ記録簿以外の判定材料を利用した場合の 資料名:()</p> <p>施設行事に地域の人が参加している施設行事参加者記録がある</p> <p>※施設行事参加者記録以外の判定材料を利用した場合の 資料名:()</p> <p>入居者が地域の行事に参加していることが入居者1名以上の介護記録あるいは外出記録などから確認できる</p> <p>※介護記録・外出記録以外の判定材料を利用した場合の 資料名:()</p> <p>掲示板に地域の情報を貼り出している</p> <p>入居者に定期的に配布している情報紙のなかに地域の情報が掲載されている(情報紙を見て確認)</p> <p>※その他の判定材料:()</p>
	情報管理	25 情報の公開と管理	公開すべき情報と秘匿すべき情報が整理され、管理されている。	<p>運営方法、体制図、組織図などの開示すべき情報と、個人情報に関わる秘匿すべき情報を整理していることが情報取り扱いマニュアルに記述されている</p> <p>※情報取り扱いマニュアル以外の判定材料を利用した場合の 資料名:()</p> <p>機密の情報についてはアクセス権限者が権限者一覧などで明示されている</p> <p>※権限者一覧以外の判定材料を利用した場合の 資料名:()</p> <p>開示すべき情報は掲示されている、あるいは閲覧できる状態にある</p> <p>秘匿すべき情報は、施錠できる場所に管理されている</p> <p>※その他の判定材料:()</p>

判定材料となる資料に「など」とあるものについて、それ以外の資料を利用
 した場合は、資料名を調査員が記入

(特定施設入所者生活介護)

大項目	中項目	小項目	判定基準	客観的判定材料
項目数	6	11	18	

合計項目数	10	25	70	
-------	----	----	----	--